

下関市中心市街地事務所立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における中心市街地への事務所の集積を促進するため、市長が適当と認めた営利を目的とする法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定する特定非営利活動法人（以下「法人」と総称する。）の事務所の立地に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 平成21年12月7日付けで内閣総理大臣から認定された下関市中心市街地活性化基本計画において設定する中心市街地の区域
- (2) 事務所 法人が自らの事業に係る業務を行うための施設
- (3) 事務所建物 地階を除く階数が3以上の耐火建築物で、おおむね3分の2以上を事業所の用に供するもの
- (4) 立地 中心市街地内の事務所建物内の一部を借りて、事務所を置くこと
- (5) 指定事業者 第6条の規定による指定を受けた法人
- (6) 指定対象施設 指定事業者が立地する事務所

(交付の対象及び交付の要件)

第3条 補助金は、本市の中心市街地に事務所を立地し、経済の振興及び雇用機会の拡大に寄与する法人に対し、その事業に必要な経費の一部について交付する。

2 第6条の規定による指定及び補助金の交付の要件は、次のとおりとする。

- (1) 事務所において行う事業が別表第1の各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 事務所の立地が本市区域内からの移転又は増設によるものでないこと。
ただし、下関市創業支援施設（下関市創業支援施設の設置等に関する条例（平成17年条例第210号）第2条に定める施設をいう。以下「創業支援施設」という。）の使用者（同条例第6条の使用者をいう。以下同じ。）が事務所を立地する場合は、この限りでない。

(3) 事務所における別表第2に該当する新規従業員数が2人以上であること。

ただし、創業支援施設の利用者が事務所を立地するときは、従業員の総数が2人以上であること。

(4) 市民税、固定資産税及び都市計画税（以下「市税」という。）の滞納がないこと。

(5) 第8条に規定する操業開始日までに地域経済団体等に参加すること。

3 前項の指定を受けようとする事務所が、本市の他の補助制度と補助対象経費等が重複する場合には、この要綱による補助金交付対象の指定又は交付は行わないものとする。

（補助金の種類）

第4条 補助金の種類と限度額は、別表第3に定めるとおりとする。

（指定の申請）

第5条 次条第1項の補助金の交付対象の指定を受けようとする者は、事務所の賃貸借契約締結後90日以内かつ第8条の操業開始日前に、指定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の指定申請書には、別表第4に掲げる書類を添付しなければならない。

（指定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認められる者を指定する。

2 前項の規定による審査を行う場合において、事案の性質により必要があると認めるときは、市長は、下関市企業立地促進奨励措置指定審査会規定（平成17年訓令第21号）で定める下関市企業立地促進奨励措置指定審査会に諮問するものとする。

3 市長は、第1項の指定の決定をしたときは、当該申請者に対して補助対象事業者指定書（様式第2号）により通知するものとする。

4 市長は、第1項の指定を行うに当たっては、必要に応じて条件を付することができる。

（変更手続）

第7条 指定事業者は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに申請内容変更届（様式第3号）により市長に届け出し、あらかじめ

め承認を受けなければならない。

(操業開始報告)

第8条 指定事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「指定事業」という。）を開始したときは、その開始日（以下「操業開始日」という。）から30日以内に、操業開始報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の操業開始報告書には、別表第5に掲げる書類その他市長が特に必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告及び交付の申請)

第9条 指定事業者は、前条の報告を行った後、操業開始日から起算して1年を経過した日から30日以内に、また前年度から継続して補助金の交付を受けようとするときは、操業開始日から起算して2年を経過した日から30日以内に、それぞれ実績報告書（様式第5号）と補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、別表第6に掲げる書類その他市長が特に必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、市長は、前年度から継続して補助金の交付を受けようとする場合の申請については、書類の添付を省略させることができる。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により実績報告書と補助金交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(報告又は調査)

第11条 市長は、補助金の交付対象の指定又は交付の決定に関し必要があるときは、補助金の交付対象の指定を受けようとする者及び指定事業者に対し、報告若しくは必要な書類の提出を求め、又は実地に立ち入り調査をすることができる。

(決定の通知)

第12条 市長は、第10条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第7号）により指定事業者に通

知するものとする。

2 市長は、第10条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、第10条の規定による審査の結果、指定事業者の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該指定事業者に対して指示することができる。

2 第9条第1項の実績報告は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第14条 第12条第1項の規定による通知を受けた指定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、指定事業者に当該請求額を交付するものとする。

(指定及び交付決定の取り消し等)

第16条 市長は、指定事業者が、次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付対象の指定を取り消し、又は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは補助金を減額し、若しくはその全部若しくは一部を期間を定めて返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する補助金の交付対象の指定及び交付の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 指定事業を開始した日から起算して5年以内に当該事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付対象の指定又は交付の決定を受けたとき。
- (4) 補助金の交付対象の指定又は交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 指定対象施設を指定事業以外の用途に供したとき。
- (6) 第11条に規定する報告又は第19条に規定する届出をしなかったとき。

(7) この要綱に違反したとき。

(8) 市税を滞納したとき。

(9) 第6条第1項の規定による指定の日後6月以内に指定事業を開始しないとき。

(10) 山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第37号）及び下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）に抵触したとき。

(11) 前各号に掲げるほか、市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

3 第1項の規定により、指定事業者の指定を取り消したときは、指定取消通知書（様式第9号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第17条 指定事業者は、第6条の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助金の指定の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る指定の決定はなかったものとする。

（関係書類の整備等）

第18条 指定事業者は、申請に要した関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（地位の承継）

第19条 譲渡、合併その他の理由により指定事業を承継した法人は、指定承継届（様式第10号）により遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 前項の指定承継届には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 承継の事実を証する書類又はその写し

(2) 別表第4に掲げる書類

(3) その他市長が特に必要と認める書類

（廃休止届の義務）

第20条 指定事業者は、指定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、事業廃休止届(様式第11号)を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月9日から施行する。

(有効期間)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定事業者に決定した者に対する補助金については、この要綱は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則(平成24年5月1日制定)

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日制定)

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則(平成26年4月1日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付を決定した補助金等については、なお従前の例による。

附 則(平成27年4月1日制定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日制定）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 17 日制定）

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助金の対象とならない事業	<p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業</p> <p>(2) 小売又は飲食を目的とする事業</p> <p>(3) サービス業のうち、店舗を有し、不特定多数の個人を対象とする事業</p> <p>(4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業</p> <p>(5) 保健、医療又は福祉に係る事業</p> <p>(6) 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）により内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者及び金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）により内閣総理大臣の登録を受けて証券業を営む者を除く金融業</p> <p>(7) 事務所を転借した者が行う事業</p> <p>(8) その他市長が要綱の目的に合致しないと認める事業</p>
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第 2 (第 3 条関係)

新規従業員の要件	<p>操業開始日から起算して 1 年を経過した日の前日までの間において継続して雇用し、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、新規従業員が途中で退職した場合において、その退職した日から 2 週間以内に本市に在住し次の第 1 号及び第 2 号に該当する者を新たに雇用したときは、新規従業員を継続して雇用したものとみなす。</p> <p>(1) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の被保険者であること。</p> <p>(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者又は他社からの出向者等でないこと。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 指定事業者が指定対象施設において就労させるため新たに指定対象施設の操業開始前 12 月から操業開始日までの間に雇い入れた従業員で、その雇い入れの日から本市に住所を有する者</p> <p>イ 操業開始日前から指定事業者の従業員である者であって、指定対象施設において就労させるため、指定施設の操業開始日までに市外から本市に転入してきたもの</p>
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第3（第4条関係）

種類	限度額
事務所経費補助金	<p>操業開始日の属する月の翌月の初日から2年を経過するまでの間の当該事務所の1月当たりの賃借料(共益費、敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。)に2分の1を乗じて得た額(10万円を限度とする。)に賃貸借期間(月を単位とする)を乗じた額とする。</p>
新規従業員雇用補助金	<p>次の各号に定める区分に該当する新規従業員のそれぞれの数に、当該各号に定めるそれぞれの額を乗じて得た額の合計額とする。ただし、第1号及び第2号に該当する者の合計数の限度は、9人までとする。</p> <p>(1) 期間を定めず雇用されている者 1人当たり30万円</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者 1人当たり10万円</p>

備考

- 1 新規従業員雇用補助金は、1法人につき1回のみの交付とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別表第4（第5条、第19条関係）

<p>指定申請書に添付する書類</p>	<p>(1) 事業者の概要として次に掲げる事項を記載した書類（NPO 法人については、イを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 主たる事務所の所在地 イ 資本金 ウ 設立年月日 エ 事業内容 オ 従業員数 カ 直近3期分（年2回決算の場合は、6期分）の決算書の写し（創業については、不要とする。） キ 直近の市税の納税証明書又はその他市税の滞納がないことが確認できる書類 ク その他参考資料 <p>(2) 定款の写し</p> <p>(3) 法人登記の謄本（登記事項証明書）</p> <p>(4) 立地する事務所の概要として次に掲げる事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 名称 イ 所在地（建物位置図及び平面図を添付） ウ 業務内容 エ 賃借床面積（賃貸関係を証する書面を添付） オ 月額賃料 カ 立地完了予定日 キ 予定従業員数 ク キのうち予定新規従業員数 ケ その他参考資料
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第5（第8条関係）

<p>操業開始報告書に添付する書類</p>	<p>(1) 指定対象施設に係る賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 指定対象施設において就労している従業員の労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿の写し</p> <p>(3) 事業者の従業員数に関する次に掲げる事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 下関市内の総従業員数 イ アのうち当該事務所従業員数 ウ イのうち雇用保険被保険者数 エ ウのうち新規従業員数 <p>(4) 新規従業員が雇用保険に加入していることを証明する書類</p> <p>(5) 地域経済団体等に加入していることを証明する書類</p> <p>(6) その他参考資料</p>
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第6（第9条関係）

補助金交付申請書に添付する書類	<ul style="list-style-type: none">(1) 指定対象施設に係る賃料の領収書の写し(補助の対象となる月のものに限る。)又は第三者が証明した賃料の支払証拠書類(賃貸借契約書の写しを添付)(2) 指定対象施設において就労している従業員の労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項に規定する労働者名簿の写し(3) 雇用契約書の写し(4) 新規従業員が雇用保険に加入していることを証明する書類(5) 新規従業員の住民票(6) 指定事業者に係る直近の事業年度の決算書の写し(7) 直近の市税の納税証明書又はその他市税の滞納がないことが確認できる書類(8) 開設後の事務所内写真(9) その他参考資料
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 (5) の新規従業員の住民票は、新規従業員雇用補助金の申請をする場合にのみ添付すること。